

資料1「応募資格について」

船橋市民間認可保育所設置運営事業者募集要項（令和8年度整備）に基づく応募書類の提出をする者は、次の（1）から（6）に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- （1）保育事業に熱意と理解を持ち、保育所の運営を適切に行う能力を有するとともに、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。
- （2）船橋市の保育事業の一翼を担う認可保育所であることを十分理解し、市が行う保育行政に積極的に協力できること。

- （3）社会福祉法、児童福祉法、条例、国の通知通達等の関係法令及び船橋市の指導を遵守できること。

※資料7「船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、資料8「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、資料9「船橋市保育所設置認可に関する審査基準」を参照のこと。

- （4）保育所を経営するために必要な経済的基礎があることとし、事業の用に供する土地又は建物について、国若しくは地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受ける場合は、社会福祉法人は次のアからエの要件を、社会福祉法人以外の者はアからオの要件をそれぞれ満たすこと。また、社会福祉法人及び学校法人以外の者は、不動産の貸与の有無に関わらず、カの要件も満たすこと。

ア 募集要項「2. 募集地域及び物件」（2）①の条件を満たすこと。

イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

ウ 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

エ 賃借料及びその財源を収支予算書に適正に計上すること。

オ 上記ウとは別に原則として、①1年間の賃借料相当額（賃借料補助額を控除した自己負担分相当額とする。以下同じ）と②1000万円（1年間の賃借料相当額が1000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

※ただし、②の額については、これまでの運営実績等から安定的な経営が可能と認められる場合には、500万円（1年間の賃借料相当額が500万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）に減額できる場合があります。

カ 保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有していること（上記オの資金とは別に保有していること。）。)

- （5）社会福祉法人及び学校法人以外の者の場合は、実務を担当する幹部職員（施設長又は施設長に相当する者として、常勤で保育所の運営管理業務に従事する者をいう。以下同じ。）が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること（次のア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当することをいう。）。 ※

ア 実務を担当する幹部職員が、保育所等（児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。）において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員に社会福祉事業についての知識及び経験を有する者を含むこと。

イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。ウにおいて同じ。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

ウ 経営担当役員に、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

※本要件については、「4. 応募手続き」(4) スケジュール概要に記載される、「事前協議書の提出」の際に、要件を満たしていることを確認します。

(6) 児童福祉法第35条第5項第4号イからル及び次のアからタのいずれにも該当しないこと

- ア 船橋市内において、都市計画法の制限または規制に違反している者
- イ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人その他団体
- ウ 千葉県内に本店又は営業所等を有する法人その他の団体にあつては、県税を滞納している法人その他団体
- エ 船橋市税を滞納している法人その他の団体
- オ 船橋市における指名停止措置等を申請期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者
- カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団の利益となる活動を行う法人その他の団体
- キ 役員等(法人にあつては役員及び経営に実質的に関与している者、その他の団体にあつてはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ)である法人その他の団体
- ク 役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人その他の団体
- ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している法人その他の団体
- コ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている法人その他の団体
- サ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人その他の団体
- シ 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)第1項及び第2項各号の規定に該当する者
- ス 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- セ 申請日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- ソ 会社更生法の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
- タ 民事再生法の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの